

第4回千葉市景観総合審議会会議録

1 日 時： 平成25年5月15日（水）午後1時30分～午後3時00分

2 場 所： 公益財団法人千葉市国際交流協会 会議室

3 出席者： （委員）

北原委員、栗生委員、田口委員、八木委員、大内委員、北山委員
中野委員、畔上委員、山本委員、高本委員、藤代委員、高田委員
（事務局）

岩成局長、谷津部長、高梨課長、矢部室長、前橋主査

武富主任技師、小澤主任技師、河村主任技師、林技師、木島

4 議 題

1. 開 会

2. 千葉市挨拶

3. 会長選出

4. 会長挨拶

5. 副会長の指名

6. 会議録署名人の指名

7. 報告

（1）平成24年度における景観法に基づく届出について

（2）平成24年度千葉市都市文化賞の選考について

（3）平成24年度屋外広告部会による検討について

8. 議事

（1）都市文化賞表彰選考部会の設置について

（2）屋外広告部会の設置について

9. その他

10. 閉 会

5 会議経過

事務局： これより第4回千葉市景観総合審議会を開催いたします。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます都市計画課の前橋でございます。よろしくお願いたします。

本日、ご出席いただいております委員は14名中12名でございます。過

半数に達しておりますので、千葉市景観総合審議会設置条例第5条第2項により本審議会は設立しております。

また、千葉市景観総合審議会運営要領では、審議会は公開を原則としておりますので、公開会議といたしますこと、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、開会に当たりまして、千葉市都市局長岩成より挨拶を申し上げます。

岩成局長： 都市局長の岩成でございます。

委員の皆様、本日は大変お忙しい中、千葉市景観総合審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、日ごろより千葉市行政の多方面にわたりまして多大なるご協力、ご尽力をいただいておりますことを、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の景観総合審議会につきましては、第2期目の委員により初めて開催する審議会で、新たに仕切り直してスタートする流れとなります。そのため、本日の審議会は、昨年度におけます景観法の届出状況について、千葉市都市文化賞の選考について、屋外広告部会による検討についての3点を新委員の皆様にご報告をさせていただきます。また、ご審議をいただく事項としては、都市文化賞表彰選考部会の設置についてと、屋外広告部会の設置についての2点をお願い申し上げます。

さて、最近の千葉市のまちづくりの動向について、説明させていただきます。

ご承知のとおり、千葉市は、千葉駅を中心とした千葉都心地区、それから幕張新都心地区、蘇我副都心地区の3つの都心から構成されております。

まず、千葉都心地区では、かねてより懸案でございました千葉駅西口の再開発ビルがこの秋にオープンする予定となっております。また、駅前広場が来年の春には完成することによりまして、現在東口に一極集中しておりますバス、タクシーが、今度は東口、北口、西口と、3つの駅前広場で交通を分散することになりますので、若干は東口の交通混雑の緩和が図られるのではないかと考えております。

それから、市役所の先の千葉みなと周辺地域におきましても、現在、千葉県と千葉市協働で旅客船の棧橋の建設を進めておりまして、来年度からこの旅客船棧橋のための旅客船のターミナルの建設を計画しているところでございます。

それから幕張新都心地区では、今年の秋にイオンモールの大型商業施設がオープンするなど、着実に都市づくりが進められているところでございます。

さらに、蘇我副都心地区では、以前からあります大規模商業施設とあわせて、防災機能を備えました大規模な総合スポーツ公園の整備を進めておると

ころでございます。

これからの景観の維持、向上につきましては、こうした3つの都心地区における大規模建築物のデザインなど、マクロ的なデザインと、屋外広告物といった、市民の皆様一人一人が関係するミクロ的な景観の保持が必要となっております。

そのようなことで、本日は、皆様それぞれ専門的な立場から忌憚のないご意見をいただければ幸いと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局： それでは、ここで本日の資料を確認させていただきます。

事前にお送りしております資料につきまして、本日、お持ちいただくようお願いしてございます。お持ちでない方がいらっしゃいましたら事務局のほうにお申しつけください。

まず1枚目、次第がついているものでございます。めくりますと2枚目に委員名簿、3枚目に席次表となっております。

続きまして、ピンク色の紙がついておるものでございますが、報告1から3及び議事1から2までがセットになっている資料でございます。

そのほかに、千葉市景観計画の概要版と都市文化賞の報告書をお送りいたしました。

その他、本日、席にお配りしました資料でございます。パワーポイント資料です。第4回千葉市景観総合審議会というタイトルの資料、それから幕張新都心中心地区景観デザイン基準のパンフレットがございます。もう一つ、圏央道の開通に伴う屋外広告物の制限についてという資料もございます。よろしいでしょうか。

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

本日お集まりいただいております委員の皆様は、平成25年5月1日からお願いいたしました本審議会第2期の委員の皆様でございます。紹介順と座席につきましては、お手元の委員名簿の順番となっておりますのでご了承をお願いいたします。

また、委員名簿の役職につきまして変更が生じた委員におかれましては、後日、事務局までご一報いただきたいと思います。

では、ご紹介いたします。

千葉大学名誉教授、北原理雄委員でございます。

株式会社栗生総合計画事務所所長、栗生明委員でございます。

多摩美術大学美術学部教授、田口敦子委員でございます。

NPO法人景観デザイン支援機構副代表理事、八木健一委員でございます。

財団法人日本色彩研究所主任研究員、大内啓子委員でございます。

千葉商工会議所常務理事、北山洋一委員でございます。

千葉県屋外広告美術協同組合常務理事、中野聖子委員でございます。
社団法人千葉県建築士事務所協会副会長、畔上廣司委員でございます。
NPO法人まちづくり千葉理事長、山本俊子委員でございます。
千葉県警察千葉市警察部総務課長、高本哲雄委員でございます。
公募による市民委員、藤代喜道委員でございます。
公募による市民委員、高田茂委員でございます。
以上、本日出席者は12名でございます。

なお、本日、工学院大学建築学部教授、野澤康委員、日本大学理工学部准教授、山崎誠子委員は、欠席でございます。

引き続き、事務局の紹介をさせていただきます。

千葉市都市局長、岩成です。

都市局都市部長、谷津です。

都市部都市計画課長、高梨です。

都市計画課都市景観デザイン室長、矢部です。

都市景観デザイン室主任技師、武富です。

都市景観デザイン室主任技師、小澤です。

都市景観デザイン室主任技師、河村です。

都市景観デザイン室技師、林です。

都市景観デザイン室、木島です。

最後に私、都市景観デザイン室主査、前橋でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

さて、本日は、景観総合審議会第2期の委嘱後初めての開催でございます。最初に会長の選出をお願いいたします。

千葉市景観総合審議会設置条例第4条第2項によりまして、会長は委員の互選により定めることとなっております。また、同条例の第5条第1項によりまして、会長が議長を務めることとされております。そこで、会長が決まるまでの間、岩成局長が仮議長となり議事を進めたいと存じますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局：ありがとうございます。

では、岩成局長、議長の席によりよろしくお願いいたします。

(岩成局長、会長席に着席)

岩成仮議長： それでは、会長が決まるまでの間、僭越ですが仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、会長の選出に入りたいと思います。ご異議がなければ指名推選によって選出したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩成仮議長： 異議がないようですので、指名推選の方法により会長を選出させていただきます。

どなたかご推薦をいただけないでしょうか。

大内委員。

大内委員： 北原先生にお願いしたいと思います。

岩成仮議長： ただいま、大内委員から、景観行政と屋外広告物行政に広く知見をお持ちで、第1期の会長も務められた北原委員を推薦する旨のご発言がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

(拍手する者あり)

岩成仮議長： それでは、北原委員お受けいただけますでしょうか。

北原委員： はい、お引き受けいたします。

岩成仮議長： では、本審議会の会長を北原委員にお願いすることに決定をいたしました。スムーズな進行にご協力をいただきありがとうございます。

それでは、席を北原会長にかわりますので、よろしく願い申し上げます。

事務局： ありがとうございます。

それでは、北原会長、議長席にお移りいただきまして、ご挨拶をお願いいたします。また引き続きその後の司会の進行につきまして議長にお任せいたします。よろしく願いいたします。

(岩成仮議長退席・北原会長、会長席に着席)

北原会長： 皆さんこんにちは。ご指名をいただきました北原です。

千葉市景観総合審議会、5月から2期目ということになりますが、第1期は、景観法に基づく景観総合審議会が設立されて、最初の大きな仕事は、景観形成推進地区を指定したことだったというふうに思います。幕張新都心の中心地区で景観形成推進地区を地元の方のご協力を得て設立することができました。

それから、都市文化賞という形で、それまでの優秀建築賞をより総合的な視点から組み直した賞も出発して、すばらしい作品を表彰することができました。これは一重に文化賞の部会の先生方のご協力の賜物だと思います。また、屋外広告物についても、部会を立ち上げて検討を始めていただいて、大分まだ結論には至らないけれども方向性が見えてきたかなということで、第2期は、さらに景観の取り組みを総合的に深めていく時期ではないかと思えます。力足らずではありますが、皆様のご協力を得ながら、そういった方向に向けて進んで行けたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速、議事へ入っていきたいと思います。まず、副会長の指名

ということで、千葉市景観総合審議会設置条例第4条第3項で、会長が指名するということになっています。第1期に引き続き栗生委員に副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

栗生委員： 了解しました。

北原会長： どうもありがとうございます。それでは、副会長は栗生委員をお願いいたします。

続いて、会議録署名人の指名ですが、千葉市景観総合審議会運営要領第5条第2項では、会長と会長が指名する委員が会議録署名人になります。会議録署名人は平等を期して、第1期から副会長を除いた委員の輪番制でお願いしてきました。引き続きこの方式でお願いしたいと思います。前回は八木委員にお願いしましたので、今回は大内委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

今日は、傍聴の方はいらっしゃらないですね。

それでは、次第の7になります。報告事項として3つあります。まず、平成24年度における景観法に基づく届け出について、それから2番目が、平成24年度千葉市都市文化賞の選考について、3番目が、平成24年度屋外広告部会による検討についてということになります。

それでは、事務局から資料に基づいて報告をお願いいたします。これは1つずつ切って質問を受けましょうか。

では、事務局にお任せしますのでよろしくお願い致します。

事務局： それでは、平成24年度の景観と屋外広告物行政の事業報告を最初にさせていただきます。

スクリーンをごらんください。

景観法に基づく届出についての報告となりますが、その前に、初めての方もいらっしゃいますので、この制度について簡単に説明いたします。

まず、景観法は、平成16年に国が制定した法律で、景観のあるべき基本理念や責務を定め、そして、緩やかな規制誘導による景観形成の推進という概念のもとで、届出制を規定したものであります。具体的な誘導規制については、各自治体で景観計画を作成し、その中で定めることになっております。

本日、お手元に概要版をお配りしておりますが、千葉市では、平成22年に都市景観条例の改正と景観計画の策定を行い、市内を「うみ」、「まち」、「さと」の3つの景観ゾーンに分類し、景観への配慮指針を設定いたしました。建築物や工作物の新築等、開発行為に対し一定規模を超えた場合、届出を義務化することで地域の特性を生かした魅力ある景観へと誘導を行ってまいりました。具体的な内容につきましては、景観計画をごらんいただければと思っております。

一例といたしまして、「うみ」の景観ゾーンでは、下の図のように海や空の広がり意識して、高さや外壁の色などを計画するようにしています。また、届出の対象規模としては、市街化区域の建物の例をとりますと、下の右図のように高さが20メートルを超えるもの、または延べ面積5,000平方メートルを超えるものは届出の義務が生じます。なお、市街化調整区域では、高さは10メートルを超えるもの、また延べ面積は1,000平方メートルを超えるものになります。

制度の説明は以上になります。

では、平成24年度の報告をいたします。

平成24年度では64件の届け出がありました。そのうち建築物は47件、工作物は12件、開発行為は5件となっており、建築物では共同住宅や店舗、病院が多く見られました。工作物ではほとんどが携帯電話用の基地局であり、開発行為ではすべて戸建て住宅分譲用の開発でした。これらのうち34件につきまして、事業者に対し助言、指導等の協議を行いました。その中で、デザイン等を大きく変更した事例をご紹介します。

中央区千葉港にありますパチンコ店の事例でございます。

本件は、鉄骨造の地上2階建てで、うみの景観ゾーンにあたる場所に建設されております。左上のように、当初は赤系の色彩とした外壁に編み目状のデザインパネルを取りつけ、建物下部の高さ2メートルまでの範囲にミラーパネルを設置する計画となっておりました。当該箇所は、現在観光船の棧橋計画が進められているところの前にありまして、将来、海からの訪問者が千葉市を初めて見るところであり、千葉市の顔としての役割が求められる位置となっております。

一方で、商業地域としてのにぎわいを演出するという役割もあり、そのバランスをとるのに大変苦慮いたしました。都市景観アドバイザーのお力もお借りしまして、約3カ月間の協議を重ねまして、変更後は、右下のように外壁の色彩は白系、デザインパネルは花を意識したものといたしました。そして、建物下部のミラーパネルは、設置面積を減らし、派手さを抑えた計画となりました。

景観法は、緩やかな誘導という考え方で成り立っていますので、できる範囲でより良好な景観へ誘導できるよう、今後も助言、指導を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

北原会長： それでは、ここでご質問、ご意見があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

僕は、パチンコ屋さんがよくあそこまで聞いてくれたなということで、そ

ういう意味では本当にアドバイザーの皆さん、それから市の担当の皆さんご尽力いただきまして、ありがとうございます。

畔上さんお願いします。

畔上委員： 建築士事務所協会の畔上といいます。よろしくお願ひいたします。

協議期間ですけれども、約3カ月間ということですが、都合何回ぐらいおやりになったのでしょうか。よろしくお願ひします。

北原会長： お願いします。

事務局： 協議は都合4回ほど行っております。

畔上委員： たとえば小委員会みたいな形でもお開きになったのですか。4回で決まるというのはなかなかないのでは。ここまで変化するとはなかなか思いませんので、どなたかが中心になってやっていたらっしゃると思うんですけれども。

北原会長： いかがですか、事務局。

事務局： 担当の河村と申します。

協議のやり方ですが、基本的には、私ども担当と設計者と1対1で行っております。場合によっては、メールや電話とでもやりとりになりますし、役所に来ていただいて、対面で、こういう点で何とかならないかというようなお話しをさせていただきました。その過程の中で、都市景観アドバイザーという専門の先生にご意見を別途お聞きしながら協議を進めてまいりました。

以上でございます。

畔上委員： ありがとうございます。かなりデフォルメされたものを、またそれを正当化したような形になっておると思うんですけれども。やはり景観、難しい面たくさんありますね。写真で見ると実物を今後見ると大分違う形になるのかなと思いますので、ありがとうございます。

北原会長： 局長さん。

岩成局長： ちょっと補足をさせていただきます。旅客船のターミナルがちょうどこのパチンコ店の位置から道1本隔てたすぐ先、150メートルぐらい先に予定されています。そうしますと、やはり旅客船を使って千葉市に来た人が最初に目につくのがこれになりますので、そういったことで、市も力を入れて業者さんをお願いして、こうした形でデザインを変更したと、そういった経緯もでございます。

以上でございます。

北原会長： よろしいでしょうか。

それでは、高田さんお願いします。

高田委員： 公募委員の高田と申します。

今、写真に写っているのは昼間の状況だと思うんですが、夜になった場合、いろいろ照明とか、ネオンとかがつくかなと思いますが、どういう状況なの

か、教えていただきたいと思います。

北原会長： 夜景についてですが、よろしいですか。

事務局： デザインパネルの内側に照明がついております。したがって照明は、壁面にぶつかって外側に反射するというような形になってはいますが、かなりまぶしさはあります。ですが、おそらく、左上のままのデザインであればかなりの赤さが表に出たんだらうというところでは、何とかあそこまで抑えられたという実感です。本当は、あのパチンコ自体を建ててほしくないというのはあるんですが、なかなかそうはできませんので、ここまでの誘導が、現在の千葉市におけるとりあえずの限界なのかなと感じております。

北原会長： よろしいでしょうか。

これから千葉市の海の玄関口になるということで頑張っていたということ、景観はこれが正解、これでパーフェクトというのではないと思いますが、その場所その場所で実際にそこでお店を開かれる方とどういったところで合意できるかということだと思います。私としては、よくやってくれたというのが率直な感想です。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項の2番目、平成24年度千葉市都市文化賞の選考について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 報告2になります。第2回千葉都市文化賞について報告いたします。

まず、制度の説明をいたします。

千葉市では、昭和63年度から、建築文化の向上と魅力あるまちづくりに資するため、すぐれた建築物を表彰する優秀建築賞を実施してまいりました。平成23年度からは、優秀建築賞をベースに、地域の特性を生かした魅力ある景観形成を実現するため、名称を千葉市都市文化賞と改めました。景観部門、建築部門、小道具部門、まちづくり部門の4部門を表彰対象とし、平成24年度で第2回を迎えたところでございます。

平成24年度の第2回千葉市都市文化賞は、7月1日から8月31日までの2カ月間で、自薦、他薦を問わず作品を募集いたしましたところ、全部で37件の応募がございました。1つの物件に複数の推薦があったため、物件数としては36件になりました。

一次選考は、10月6日に書類及び写真による選考を行い16件を二次選考の対象といたしました。

次に、11月3日に、審査員の皆様と現地に行き、現地審査を行いまして、最終的に8件を都市文化賞に決定いたしました。

12月20日に、表彰式と受賞者によるパネルディスカッションを行うシンポジウムを開催し、約120名の方々のご来場がありました。

それでは、続いて、受賞しました8件のご紹介をいたします。時間の都合もございますので簡単な紹介とさせていただきます。

まず、景観部門の幕張シーサイドデッキです。一般的に歩道橋のような土木構造物は景観を壊すイメージがありますが、このシーサイドデッキは、幕張の海のイメージを連想させる色彩と形状となっており、そこが高く評価されました。

続きまして、建築部門のNHK千葉放送会館です。市役所の近くにできておりますが、環境に配慮した木質系の外観と、人々の交流とその交流の広がりというコンセプトによる建築であることが評価されました。

続いて、こちらも建築部門の風遊（かぜあしび）です。個人の住宅で、狭い敷地でありながら、広さを演出、環境への配慮もされており、木質系の優しいデザインが評価されました。

続きまして、千葉大学アカデミック・リンク・センターです。図書館なのですが、学内の緑と調和したデザインのほか、既存の図書館のイメージを覆す新しい学習創造の場としての役割を持った建築として評価されました。

続きまして、きくちこどもクリニックです。病院というイメージを払拭する曲線的なデザインと計算された換気計画により、感染症患者との隔離を図る工夫が評価されました。

続いて、建築部門の最後となります。特別養護老人ホーム新千葉一輪荘です。建築物のデザインもさることながら、周囲に豊かな植採を配しており、周辺住宅への配慮が十分されたことが評価されました。

続きまして、小道具部門の京葉銀行本店のショーウインドーです。千葉駅前から延びる中央公園プロムナード沿いあり、日本の生活、文化をテーマとしたギャラリーとなっており、この通りの景観に品格を与えている点が評価されました。

最後に、まちづくり部門の千葉駅前オフィス町内会です。20年間にわたり、定期的に千葉駅周辺の清掃活動を行い、良好な景観形成の基本となる活動を行っている点が評価された団体です。

以上、8点が、平成24年度の第2回千葉市都市文化賞を受賞した作品でございます。本年度も引き続き千葉の魅力ある景観形成を推進するため、多くの推薦が寄せられますよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

北原会長： どうもありがとうございます。

都市文化賞についてご報告をいただきましたが、ご質問、ご意見ございませんか。八木さん。

八木委員： 最初の景観部門で受賞した作品について、十分に説明を聞けなくて現場に

行って選んだということもあって、発表会のときに、当事者から、私もよく知っている先生だったので、いろいろ意見が出ました。

できれば事前にもう少し詳しい情報をいただいて、場合によっては、現地で誰かから設計の趣旨の説明をいただくとよかったかなというふうに思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

北原会長： 選考の仕方というか、委員会の注文ですけれども、事務局のほうよろしくお願ひします。これは回答しなくてもいいですね、今の段階では。

事務局： 選考等に当たりまして、できるだけ委員の皆様へ情報を提供させていただくようにしたいと思います。よろしくお願ひします。

北原会長： ほかにいかがでしょうか。

栗生さんのほうからコメントないですか。

栗生委員： 景観部門、これはだれから説明を受けるかという問題あると思うんですけども、やはり、設計意図だとか、前後の事情だとか、経緯だとかというものをわかった上で評価したいということですね。できるだけ厳密な審査をしたいということです。

北原会長： せっかく現地に行くんだから、そこで、建築の場合は、割と誰に話しを聞けばいいかはっきりしているんだけど、土木構造物とかそういったものについては、事務局のも誰に聞けばいいのかわからないところがあるのかもしれないかもしれませんが、次回からよろしくお願ひいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

都市文化賞は優秀建築賞の時代から数えると25年やっているんですね。自治体が設けている景観関係の賞としては最長だと思います。これだけやっているのは片手に満たないというふうに思いますので、これからもぜひ続けていく中で千葉市の景観都市の文化を育てていただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは、以上で報告の2は終わります。

報告の3になりますが、平成24年度屋外広告部会による検討についてということで、昨年度第3回の景観総合審議会でも屋外広告部会を立ち上げました。そのときの検討課題の説明を含めて事務局から報告をお願いします。

事務局： それでは、報告の3、平成24年度屋外広告部会による検討についてです。スクリーンをごらんください。

平成24年11月21日に行いました第3回景観総合審議会におきまして、千葉市における屋外広告物制度の課題を提示し、それらの課題を解決するための検討の場として、屋外広告部会を設置していただきました。

課題といたしましては、5点ほどございます。

1点目が、地域が合意形成したルールに対応する許可基準について。

2点目が、禁止物件への商業広告の設置について。

3点目が、都市再生特別措置法の改正に対応する制限の緩和について。

4点目が、LED映像広告の制限について。

5点目が、宣伝用広告車の制限について、とあります。

平成24年度は11月21日と3月21日の2回、部会を開催し、検討を重ねてまいりました。現在、まだ結論には至っておらず、審議会に図る段階となっておりますが、本日は、途中の検討内容を課題ごとに報告したいと思います。

まず、地域が合意形成したルールに対応する許可基準についてです。

現在の屋外広告物条例において、1種から3種までの3つの地域区分がされており、それぞれにおいて、主に高さや表示面積といった規格について基準が設けられております。しかし、ある限られた地区において、よりきめ細かい制限を望む場合があります。

例えば、昨年10月に景観形成推進地区に指定されました幕張新都心中心地区が挙げられます。このような地区では、現在、地域の自主ルールで運用を行っておりますが、これを法的効力のあるものとするためどうしたらよいかということが課題となっております。部会において、屋外広告物特定地区を創設し、その地区において、現行の基準に加えよりきめ細かい基準を設けることが可能になるよう地区指定の制度を導入することを検討してまいりました。

今後は、地区の指定の方法や基準の設定における考え方、方向性といったことを引き続き検討していくことになっております。

続きまして、禁止物件への商用広告の掲出についてとなります。

こちらは、市が行う広告事業との関係から発生した課題となるのですが、公共施設の設置費や維持管理費に充てることを目的とし、施設や案内板の一部に商業広告をつけるというケースが見られるようになりました。しかし、この中には屋外広告物条例第3条で禁止物件に指定しているものへの掲出を望む声があります。禁止物件というのは、原則広告物の掲出ができないものとされているものになります。

しかし、例外として、条例第9条に公共が公共目的をもって表示するものであれば掲出は可能とされております。当然、商業広告は公共目的ではないのですが、図にありますように、全体としては公共的な目的といえる案内板ですが、その一部に商業広告がある場合の取り扱いをどうするかということが課題となっております。

そこで、部会において、ガイドラインを作成し、公共目的と判断できる条件を明確にしようということを検討しております。現在のところ、商業広告

は広告物全体の3割以内の表示とすることや、1社当たりの面積を制限するという意見が出されています。今後は、よりガイドラインの内容を精査し、ガイドラインの基準や審査方法等についても検討することとなっております。続きまして、都市再生特別措置法の改正に対応する制限の緩和です。

平成23年10月に、都市再生特別措置法が改正されまして、まちのにぎわい創出等に資するため、道路占用許可の特例制度が創設されました。都市再生整備計画を作成し、その中に記載されていれば民間の広告物の道路占用が許可される可能性が出てまいりました。

一方で、屋外広告物条例は第3条で道路空間の多くを禁止物件に指定しておりますので、このままですと、道路占用は許可されたのに屋外広告物としては許可されないということが起こり得るようになります。

本件の場合、広告物を設置する際に都市再生整備計画において、設置目的や設置位置等を明記し、承認された広告物は、まちのにぎわい・創出などに寄与すると認められ、いわば公共の利益に資するものであると認識されます。このことから、このような広告物に制限を加えることは適当でないと考え、屋外広告物条例の改正を行い、適用除外の扱いとすることも検討しているところでございます。下に条例の改正案の一例を示しております。

また、単に適用除外とするだけでは景観や安全性への悪影響が出るのが危惧されますので、ガイドラインを作成し、都市再生整備計画を作成する段階において、デザイン等の基準を設けることを検討していくことになっております。

続きまして、LED映像広告の制限についてです。

こちらは、LEDを利用した映像広告で、設置後、近隣住民からまぶし過ぎるといった苦情があった事例でございます。屋外広告物条例は点滅照明は制限する基準がありますが、LED広告そのものに対する基準がなく、まぶしさや映像の移り変わりに対して制限できないものとなっております。

この写真の広告については、広告依頼主と設置者を交え、これまでに地元住民と数回の協議を行いましたが、住民の満足できる結果とはなりません。この事例のほかにも映像技術の進歩とあわせ、省電力等への関心の高さから、LED等の利用した広告物は今後も増加すると予想され、何らかの制限が必要になっております。

そこで、部会におきましては、現在のネオン管や点滅禁止という制限に加え、LED映像広告の項目を設け、1種と2種地域では禁止、3種地域においても用途地域によって細かく制限していくことを検討しているところでございます。

最後になりますが、広告宣伝用自動車の制限についての報告をいたします。

現在、大きな通りでは写真にあるような車全体を広告としてラッピングしているトラックなどを見かけることがあります。こちらに関しましては、現在、条例第9条で広告宣伝用自動車は適用除外とし、規制できないものとなっております。

しかし、沿道への影響や他の車の運転者の注意力低下による危険性があるということで制限するべきものと認識しております。そこで、関東近郊の自治体が歩調をあわせ、より適切な制限となるよう基準等の検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

北原会長： どうもありがとうございます。

屋外広告部会での検討の中間的な成果についてご報告いただきましたが、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

広告というのは、街に活気を与えとか、あるいは物によってはデザイン的な水準を高めるというのもあるので、一概に禁止ということではなく、よりよい形で街のクオリティーを高める要素の1つとしてぜひ参加してほしいですね。そういう方向で部会のほうでも検討していただいているのではないかなということを感じました。

中野さんお願いします。

中野委員： 私、屋外広告物の仕事をしておりますが、京都市では、景観をよくするために、各町内とか、商店街で、同じような看板を企画したりとか、デザインを統一させたりした場合に補助が出ることをしているみたいです。

できてしまっただめと言うよりも、事前に、そういったような形で商店街なり、広告を出す方たちに誘導していくような方法も考えたりとかしていただけたらいいのかなとは思っています。

北原会長： そのとおりだと思います。ただ、千葉市の場合は、補助が出せるかどうかという大問題があるとは思いますが。

そういういった精神でぜひご検討いただければと思います。

ほかはいかがでしょう。

事務局。

事務局： 屋外広告物の特定地区という制度は特定の地区の景観に寄与するとか、その街の特徴を演出する、そういったことも可能と考えております。要するにその中の地区においては、広告のデザイン、素材とかを何らかのコントロールすることによって、その街の一つの特徴にするということで、街の魅力がつかれるような制度にしたいと考えています。特定地区の制度化に向けて、今後、進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

北原会長： ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

高本さん、お願いします。

高本委員： 屋外広告物の関係は景観と連動していて、いずれにしても建築に付随すると思います。屋外広告物の多くは掲出から見ますと乱雑な立て看板と張り紙になるんですけれども、先ほどLEDの問題が出ました。

一番警察として考えるのは道路交通法です。ここの絡みが非常に難しいかなと思っております。

例えば、LEDを1種、2種低層住居専用地域にはつけないとして、では違ったところならいいという場合に、かなりの光線が出ますので、その角度の問題など、住民に対する問題もありますけれども、道路交通法上も出てきます。

これは他の広告物についても同じような形で、例えば、特定でするならば必ず飛ばないようにするとか、そういった形がまちの発展とあわせて道路交通法上の問題も出てくるかなという感じがします。

あくまでも参考として聞いていただければと思います。以上です。

北原会長： どうもありがとうございます。

基本的な要件だと思いますので、今後十分に考慮してください。

八木さん。

八木委員： 先ほど、最後にありました移動広告体というんですか、広告宣伝用自動車の制限で、高本さんにお聞きしたいんですけれども。警察の立場で、これを取り締まる方法は何かアイデアはないんでしょうか。

高本委員： 車両では、窓がなきゃいけないとかということはあります。ですが、広告があることについてだめという法はありません。

ただ、車検に関していうと、広告物がぴらぴらして幅が広がるとか、高さが出るという場合は制限する場合があります。

八木委員： 音はどうなんですか。大きくなければ制限できないんですか。

高本委員： 以前は道路交通法で音量を規制しておりました。例えば、民族運動的なものについては千葉県の暴騒音条例がございます。

一般的な広告については道路交通法で届出制度をやっていますけれども、余り守られないというのが現状でして、それを、暴騒音条例で対応するには、85デシベルを超えるような大音量で、しかも通常は宣伝を行う団体とは違う団体を規制の対象としてますので、法の趣旨が違うという形になってくるので非常に難しいところがあります。

ただ、あまりにひどい広告宣伝車に関しては、広告主や業者に、命令じゃなくて注意喚起ができるような形で条例化することについては問題ないと思います。

少し音量を抑えてとか、こんな色でいかがでしょうかとか、そういうことが注意喚起で言える程度だろうと思います。したがって、道路交通法、道路運送車両法を含めた部分で、どれをとっても張り紙があるからだめというのはなりません。といいますのは、バスもみんな張り紙していますので。

八木委員： 今の関連で、田口先生から、この間お聞きしたら、東京都では、車両の許可を出さないという何かあるみたいですが。

田口委員： いえいえ、そんなんじゃなく、今おっしゃっているように自治体は対応できないんです。全部警察で許可されておりますので。

ただ、ガイドラインということで、音の場合、東京都は繁華街の信号は視覚障害者のために音を発していますので、それを理由に音量を下げてください、ないしは音を消してくださいというようなことをお願いしています。

大問題は、その車がどこからくるかによって、つまりその県警の所在の自治体がどういう制限をしているかによって、いわば東京に音が出るものが来ても、それが茨城から来ているのであればとめられないということになります。移動体の問題は非常に難しいのです。

今、東京都もこれが一番大きな問題でして、東京は特にそういうのが地方から集中して入りますので、日本の代表的な繁華街がその騒音で満たされることのないように近隣の県にお願いするという形になっております。これは、我々は手が出ないんです。まして禁止というのは屋外広告物ではできないのです。

高本委員： 道路交通法では街宣なんかは届出制による制限が出来る程度です。どうしてもうるさいときは、軽犯罪法での対応があります。

田口委員： それは表現の内容でもないんですか。

高本委員： 住民の人がうるさいという場合ですね。表現上は憲法上、難しいですね。

田口委員： 難しいのね。表現の自由がありますからね。

高本委員： そうですね。ただ、それが余りにどぎついことになると迷惑、誣告（ぶこく）罪になることはありますけれども、基本的な広告物であれば、そんなことにはならないでしょう。

北原会長： いろいろ難しい問題もあるようですね。

それでは、栗生さん。

栗生委員： 法的な問題や視覚障害者の問題だとか、全てクリアした上での話しなんですけれども、私は、街にこういう移動するものは彩りとしても、景観上はあったほうがいいなというふうに思っているんです。

動かないものを何とかするというんじゃなくて、動くもので街ににぎわいを与えていくというのは十分考えられるので。

風紀を乱すとか、道路交通法上問題だとか、音がうるさいとかという、そ

ういうマイナス面をうまくクリアした上で、これをうまく街に取り込んでいくという積極的な方法もあるのかなと思います。

北原会長： 点景という考え方がありますよね。点景の部分は、少し派手目でもいいんじゃないかという意見もありますね。多分、移動媒体については別のガイドラインが必要なのかなという気がしますね。それも含めて今後の検討をよろしく願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。屋外広告物の話題になるといろいろプラスマイナスどちらも議論が尽きないと思いますが、また今後ともこの場でも意見交換をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは、以上で報告3件を終わりにいたします。

続いて、議事のほうに入ります。

議事は2件ですが、最初の都市文化賞表彰選考部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局から説明いたします。

議事1、都市文化賞表彰選考部会の設置についてご審議をお願いします。お手元にあります資料の議事-1をごらんいただきたいと思っております。

名称は、都市文化賞表彰選考部会です。

目的は、都市文化賞の推薦作品の審査、選考を行うことです。

根拠は、都市文化賞実施要綱第5条となります。

委員の指名につきましては、千葉市景観総合審議会設置条例第7条及び都市文化賞実施要綱第6条に基づきまして、学識経験者委員より会長が指名いたします。

また、会議の公開につきましては、本部会は審査の対象が特定の個人及び法人を識別できるものであることから、また審議に当たり率直な意見交換が求められる会議となりますので、原則非公開といたします。

以上となります。審議のほどよろしくお願いいたします。

北原会長： どうもご苦労さまでした。

ただいまの説明について質問、ご意見いかがでしょうか。

都市文化賞、先ほども触れましたけれども、優秀建築賞が22年間続いて、それを引き継いで2年間やって、今年で25年目ということです。千葉市の表彰制度の中でも大きな柱の一つであろうというふうに考えております。その選考をこの審議会で行うのは大きな使命だと思っておりますので、設置について、第1期に引き続いて第2期の表彰選考部会を設置するというところでよろしいでしょうか。

(うなずく者あり)

北原会長： ご異議なしということで、それでは、設置を認めていただいたということ

で、あわせて、この場で、委員の指名とします。学識経験者委員から会長が指名するということですので、これは千葉県都市文化賞実施要綱の第6条に従って指名をさせていただきたいと思います。第1期に引き続きという形になりますが、栗生委員、田口委員、野澤委員、八木委員、山崎委員、大内委員の6名で構成したいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

北原会長： それでは、このうち4名の方は今ご出席いただいておりますが、欠席の野澤委員と山崎委員には事務局から連絡をして了承をいただけてください。よろしくをお願いします。

事務局： 両委員への承諾については事務局で確認いたします。

北原会長： それでは、議事1は以上で、議事の2屋外広告部会の設置についてお諮りしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは説明させていただきます。

議事2、屋外広告物部会の設置についてご審議をお願いいたします。お手元の資料の議事-2をごらんいただきたいと思います。

名称は、屋外広告部会です。

目的は、屋外広告物制度における課題を調査検討することです。

根拠は、屋外広告部会設置要綱第1条です。

委員の指名につきましては、景観総合審議会設置条例第7条及び屋外広告部会設置要綱第2条に基づき、学識経験者より会長が指名いたします。

また、会議の公開につきましては、本部会は調査検討の対象が特定の個人及び法人を識別できるものであることや、審議に当たり率直な意見交換が求められるため、原則非公開といたします。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

北原会長： ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

屋外広告物は、先ほども申し上げましたように、プラスの面もあるけれども景観を攪乱したり、あるいは通行の妨げ、近隣の住民の方たちの生活を妨害する、いろいろなマイナスの面もあるということで、十分に検討していかなければいけないというのが実情です。

表現の自由、経済活動とのバランスという点でもなかなか難しい問題がたくさんあります。それから市役所自らが広告収入を得たいという時代でもあります。

ただ、禁止物件に出すというのはかなり慎重にしなければいけない。そういう意味でも、どういう条件で出せるのかということをも十分議論していただ

く必要があると思います。やっぱりこの広告が出てよかったねと言えるような広告が出てくるような条件をぜひ十分に整えていただければと思います。

ということで、引き続き屋外広告部会を第2期も設置するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

北原会長： ありがとうございます。それではお認めいただいたということで、これも指名をさせていただきます。屋外広告部会設置要領に従って、田口委員、野澤委員、八木委員、山崎委員、大内委員の5名で構成したいと思いますがよろしいでしょうか。

(うなずく者あり)

北原会長： ありがとうございます。これについても、欠席の野澤委員、山崎委員には事務局から了承をいただいでください。

事務局： 両委員の承諾については、事務局で確認いたします。

北原会長： ありがとうございます。議事2を終わります。

これで、用意されている報告と議事すべて終了しましたが、次第の9番目、その他で事務局から、その他何かございませんか。

お願いします。

事務局： 事務局から2点ほどございます。

1点目は、報告になります。時間的に先ほどの報告事項に入れ込むことができませんでしたので、ここで報告させていただきたいと思います。

お手元に、圏央道の資料があると思いますけれども、その件についてでございます。

首都圏中央連絡自動車道、通称圏央道ですが、一部開通に伴い圏央道とその側方100メートルの区域を第1種地域に指定するというものでございます。お手元の資料の資料1をごらんいただきたいと思います。

圏央道のアクアライン側、木更津東インターチェンジから東金ジャンクションまでの間はことしの4月27日に開通いたしました。

資料2をごらんください。

対象区域の位置でございますけれども、大網白里市との市境付近で、右のほうに赤い○で表示した部分になります。

資料3をごらんいただけますでしょうか。

千葉市の対象区域は、距離にして約400メートルで、着色した部分となります。

申しわけありませんが、資料2に戻っていただきまして、右下の地域区分というところがございますのでそこをごらんください。

屋外広告物条例の地域区分におきましては、現在、第3種地域として一般

的な基準で許可ができる地域としております。今後、圏央道の本線とその側方100メートルの区域を第1種地域に指定し、野立看板などの第3種広告物の設置を禁止し、かつ今まで認めております自己用の広告物の大きさも第3種地域に比べてより厳しい制限にする予定です。なお、圏央道の千葉市以外の区間につきましては、千葉県が屋外広告物条例に基づき4月27日に道路とその側方100メートルの区域で千葉市と同様の規制を開始しております。なお、千葉市の手続につきましては、現在やっています、近々公告をする予定でございます。

1件目につきましては、以上でございます。

2件目でございます。

表彰選考部会についてのお知らせでございます。

本日、審議会終了後に、この場で平成25年度第1回表彰選考部会を開催をお願いしたいと考えております。お疲れのところ大変申しわけございませんが、ご指名のありました委員の皆様には、いましばらくお時間をいただきたいと思っております。

また、次回の景観総合審議会を10月から11月ごろに予定しております。これにつきましては、屋外広告物制度に完成に向けた議論をお願いする予定であります。詳細が決定次第委員の皆様にご連絡いたします。なお、屋外広告物部会につきましては、条例改正などの検討過程での必要に応じお願いする場合がございますので、そのときは改めて日程の調整をご連絡申し上げます。

事務局からは以上でございます。

北原会長： どうもありがとうございました。

その他として、委員の皆様から何かこの機会に、それでは畔上さん、お願いします。

畔上委員： 今、東京都でも、緊急輸送沿道建築物の耐震化で、相当都内では建築事務所とか、あるいは建築士さんが、血眼になっているいろいろ協力している状況なんですけれども、千葉市でも、広告物関係で特に、これから絡んで来ると思っています。その点も今後ご審議を続けていただきたいなと思っております。

その内容は、東京都の近県、いわゆる首都圏の神奈川、埼玉、千葉、政令都市、中核市、こことの協力がなくなかなか完成できないことから、相当協議は進められております。その辺もご承知いただいて審議を進めていただきたいなと思っておりますのでよろしく願いいたします。

北原会長： 田口さん屋外広告部会の方、よろしく願いいたします。

田口委員： はい。

八木委員： ちなみにこれは強度の問題ですか。

畔上委員： 今、東京都は確認という対応をしているんです。そうすると、でたらめな設計がかなり出てきて、良好な景観は得られない状況がまずは出てくるのではないかなということになります。千葉市でも必ず影響はあるのではないかなとは考えております。

北原会長： 八木さんいいですか。

八木委員： はい、わかりました。

高本委員： 補足します。こちらは一定の規模以上ですから、かなり大規模な建物が多く、階高のある建物、あるいは幅員の中で大きな建物が相当混ざっております。かなり景観に影響をするのではないかと考えています。

北原会長： 屋外広告物だけではなくて建築物も関係してくるということで、当審議会でも、そういった情報もぜひ事務局で情報を集めて、関係しそうなところをご検討いただければと思います。

お願いします。

事務局： ただいまの質問の、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化についてですが、千葉市でも、緊急輸送道路の沿道において、大規模地震があったときに、主要な県道、市道が指定されておりますが、沿道の高いビルが倒れて緊急輸送道路をふさいでしまうことのないよう確認を急いでいるところです。

昭和56年の耐震基準が変更になる前の建物がどのくらいあるかということ、緊急輸送道路をふさいでしまうような建物が約50棟くらいございます。千葉市内に。そのため今年度から、そういったビルの所有者に対して、耐震性が安全かどうか問い合わせをしております、補助制度を創設したところでございます。

ただ、ビルの耐震診断も結構お金がかかります。国が3分の1、千葉市が3分の1、個人負担が3分の1くらいあるんですけども、数百万かかる場合もあります。まして、それを診断した後に耐震補強をするということになるともっとお金がかかることになります。

だから、ほとんどの方々は、もし危険だという結果が出たらビルを建てかえることになるのかなというふうに思っています。当然そのときは、デザインの面も配慮していく形になると思っています。

今、ご質問がある広告の看板等がそういった中で絡んでくるというのは具体的には、ビルを建てかえるときの話しでしょうか。

高本委員： 建てかえと、それから私が申し上げたのは、特定の場所に看板をつけますよね。そういったものが道交法上の問題にならないように、見通しが悪かったとか、注意する必要があるということになります。

また、景観的にいいんだけど、そこをつけることによって運転手とか、歩行者が事故に巻き込まれる状態が起きることは管理上問題があるかなと、

そういう意味です。

事務局 : ありがとうございます。

北原会長 : それでは、今後、実際にそういった建て替え等の動きが出てきたところで、十分に対応をしていただきたい、あるいはこの審議会としても対応していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、以上で、全てが終わりました。大変熱心に貴重なご意見をいただきありがとうございます。

これで進行を司会にお返しいたします。ご協力どうもありがとうございました。

事務局 : 北原会長、委員の皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございます。これをもちまして、第4回千葉市景観総合審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

— 以上 —

午後3時00分 閉会

上記会議録は、事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

会議録署名人

会 長

委 員

問い合わせ先 千葉市都市局都市部都市計画課
都市景観デザイン室

TEL 043-245-5307

FAX 043-245-5627

E-mail keikan@city.chiba.lg.jp